

2. 集落の年齢構成と地区組織

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4961

2. 集落の年齢構成と地区組織

鏡味治也

- I. はじめに
- II. 年齢構成
- III. 地区組織

I. はじめに

別宮地区に含まれる集落で、調査した2001年時点での住民のいる集落は、別宮、別宮出、杉森、神子清水、渡津、相滝、左磯、三ツ瀬、数瀬、阿手、柳原の11集落である。その規模や生業の違い、またその近年にいたる変化については1章で概観している。ここではさらにその各集落を住民の年齢構成から検討したあと、それぞれの集落を自立した社会単位として維持してきた基盤である地区組織(区)のあり方について見てみる。

II. 年齢構成

11集落の2001年4月時点での住民の年齢構成は、表1のとおりである。

表1 別宮地区11集落の年齢構成(2001年4月)

90以上	2	5	3	1		2			1	2
80-89	13	7	6	8	6	9	7	3	2	6
70-79	24	13	17	26	12	11	10	2	2	8
60-69	28	8	9	12	5	18	6			7
50-59	22	5	11	9	5	12	1	1	1	3
40-49	26	11	13	23	7	12	5		2	
30-39	30	4	10	4	4	7	3			3
20-29	22	4	10	12	2	9				1
10-19	26	10	11	20	11	8	2			
0-9	23	4	7	2	2	8	2			
計	216	66	99	119	55	94	38	6	7	29
	別宮	別宮出	杉森	神子清水	渡津	相滝	左磯	三ツ瀬	数瀬	阿手
										柳原

出所：村役場資料

1章では別宮地区内の集落を農村的集落と山村的集落に分けて、その生業や世帯構成の特徴を比較しているが、その違いは年齢構成からも明らかである。1章で農村的集落に分類した別宮、別宮出、杉森、神子清水、渡津、相滝では、住民の年齢が各年代に比較的万遍なくまたがっているのに対して、山村的集落に分類した左磧、三ツ瀬、数瀬、阿手、柳原、野地では住民の年齢が60歳代以上に集中し、20歳代以下がほとんどいないことが見てとれる。

さらにもう少し細かく見てみると、農村的集落の中でも町的な性格の別宮と、それ以外の集落のあいだで、住民の年齢構成に若干の違いが見られる。別宮では10歳以下および10歳代から70歳代までの人口が22人から30人までのほぼ同じ規模で見られるのに対して、別宮出、杉森、神子清水、渡津、相滝では、各年代に住民はいるものの、10歳代、40歳代、70歳代の人口がそれ以外より多めであり、10歳以下と20歳代、30歳代が少なめである。母数が小さいので偶然かもしれないが、10歳代、40歳代、70歳代はちょうど直系3世代家族の年齢幅に相当する。この年齢層の3世代家族が比較的多いのに対して、20歳代、50歳代、80歳代の3世代家族、あるいは10歳以下と30歳代、60歳代の3世代家族が少なく、反対に50歳代や60歳代の夫婦単独もしくはそれに80歳以上の親世代を加えた高齢者のみの家族が目につくことは、各集落の世帯構成の個別資料からも確かめられる。10歳代の中学・高校までは地元からでも通えるが、大学になると親元を離れざるをえず、そのまま進学先などで就職して世帯をもつという傾向が反映しているものと考えられる。現在の10歳代もやがて就学や就職で多くが転出していくであろうことを考えれば、現時点での若年層を含む3世代家族が高齢世代のみの家族に移行していく可能性は高い。そのいっぽうで若年層を再生産できる30歳代、20歳代の夫婦は数が少くなりつつある。農村的集落といえども、現時点での人口は若年層から高齢層までをカバーしているものの、人口減少と高齢化はすぐそこまで忍び寄っていると言える。

いっぽう山村的集落は、農村部で予感される道筋が現実のものとなつた姿を示している。若年層のいる世帯は左磧にわずかに2世帯あるのみで、あとは高齢者単独、高齢者夫婦、あるいは中壮年層夫婦プラス親世代の世帯である。こうした世帯の生活のあり方は、第1章でも論じられたように、地区内で完結したものと見るのでなく、週末には帰ってこられる程度の場所に転出している子供・孫夫婦とのかかわりを含めて考えていかねばならないだろう。集落の将来について言えば、親が単独では暮らせなくなったときに、子供が親を引き取るか、それとも子供が親元に戻るかの選択の余地がまだ残されている。

III. 地区組織

人口規模や世帯構成の如何にかかわらず、集落をひとつの社会的まとまりとして維持してきた基盤は、その自治組織である区会である。しかしその組織構成や運営のあり方は、基本的な枠組みでは共通しているものの、それぞれの集落の置かれた状況に応じた違いを見せて いる。

別宮地区の各集落の区会の構成や運営の仕方の概要は、表2に示すとおりである。

表2 別宮地区各集落の区会構成と運営方法

集落名	世帯数	人口	役員班	総会	総会場所
別宮	56	216	代表区長、総務、会計、用水担当、神社・公民館担当、生産組合長	5	初総会(1月：決算、予算、役員改選)
別宮出	17	66	区長、生産組合長、納税係、神社係2名	2	—
杉森	26	99	区長、生産組合長、会計、会計補佐2名(主計・集金)、耕地整理担当	—	初寄せ(1月：決算、役員改選)
神子清水	30	119	区長、生産組合長、集会係2名、会計2名	—	初寄せ(1月：決算、役員改選)
渡津	19	55	区長、生産組合長、会計、役員2～3名	—	初寄り(1月)
相滝	25	94	区長、生産組合長、会計、役員3名	—	初寄り(1月：決算、役員改選) お盆総会(8月)
左磯	19	38	区長、役員5名(含生産組合長)	—	人夫寄合い(1月：決算、役員改選)
三ツ瀬	5	6	区長、生産組合長	—	なし
数瀬	6	7	区長、生産組合長	—	—
阿手	16	29	区長、区長代理、委員3名(含会計)	—	初寄せ(1月2日： 新年度計画) 年末総会(12月：決算、役員選挙)
柳原	3	4	—	—	—
野地	1	2	—	—	—

*空欄は調査の際に聞き漏らした事項である場合も含む

数世帯からなる山村的集落でも、役員を置き区費(万雑)を徴集する(第3章参照)など、組織の体裁を維持していることに驚かされる。ただし柳原と野地ではさすがにそれもなくなってしまっている。

区の役員は、集落ごとに特徴ある構成を見せていくが、集落の規模が大きいほどその数も多く、また役割分担が細密になっているのは自然なことと言えよう。基本は区の代表である区長と、農業の取りまとめ役である生産組合長、それに財務をつかさどる会計で、そのほか集落によって神社係や集会係などが置かれている。役員の任期は1年である。

班は伝達の便をはかるための区分けで、規模の大きな集落にしか設けられていない。

集落の決めごとは、各世帯から1人ずつが寄り合って行われる総会で諮られるが、その定期的な会合はいずれの集落も新年の1月に催され、初総会、初寄せ、初寄りなどと呼ばれる。かつては旧正月に開かれていたが、しだいに新暦の1月に変わってきた(阿手では1935~1940年頃に、杉森では15年ほど前に新正月に変わったという)。

新年の総会では前年度決算、新年度予算が報告、承認され、また役員の改選が行われることが多く、そのあとに懇親会として宴会が開かれるのが一般である。ただし阿手では役員改選は暮れの12月に催される年末総会で行われる。また相滝では夏にもお盆総会が催される。三ツ瀬などで総会が行われなくなっているのは、世帯数が少なくなってしまったためだろう。区の総会は区内に位置する公民館や集会場で行われる。

区の運営について、さらに具体的に見てみると、たとえば別宮では2001(平成13)年度の初総会決議事項が文書化されている。そこには平成13年申し合せ事項、中山間地域直接支払制度について、用水路改良工事負担金の万雑割について、神社観音様の貸し出しについて、集会所、青年研修所各敷地の名義人について、平成13年事業計画、平成13年役員等選出といった内容が盛り込まれている。このうち申し合せ事項では、区の一般運営に関することがらとして、火の番の注意、子ども会等の補助、街灯・消火栓の管理、神社の初詣での時間割、万雑割(区費の算出基準)、区内にある団地の役員・万雑について、共同墓地の割り振り、敷地に樹木を植えるときの約束ごと、ゴミの出し方など、社会生活を営むうえでのさまざまな取り決めが、また神社に関することとして、神社の管理・清掃・雪おろしについて、神社当番の仕事、厄払いの際の寄付の金額設定、神事の際の玉串奉納者や初詣でのお供えについてといったことが、仏事に関することとして、お参りの時間やお賽銭の金額設定、葬儀の仕方、お講の運営と日程・当番表などが列挙されている。さらに獅子舞や盆踊りについての申し送りや、区の役員の報酬についても明記されている。なお、別宮では、区の役員は抽選で6人を選び、その6人のあいだで互選により代表区長以下を決めている。抽選の対象は老人世帯をのぞく35軒ほどの世帯で、一度役を務めたら5年間は再選を免除されるので、6年くらいに1回まわってくることになる。かつては役員を選挙で選んでいたが、35年ほど前

から今のやり方にしたということだ。

杉森の初寄せでも、役員の選出が行われ、前年度の会計報告・事業報告がなされる。役員の選出方法は、選挙で役員人數分を選んだあと、そのあいだで互選で区長以下を決める。1980年代初めまでは、選挙で選ばれた役員のあいだでクジを引いて半年ごとあるいは3ヶ月ごとに区長を回していたが、以後任期1年に変わったという。総会は集会場ができる1994年までは区長宅で開かれていた。

規模の小さい左磯でも、1月の人夫寄合いのときに役員を決め、そのなかから区長を選ぶが、あらかじめ話し合いで次の区長を頼んでおくのが実情である。左磯の区長は会計の仕事も兼ねているが、万難割の計算は役員全員が寄って行っている。

阿手はかつては規模の大きな集落で、区の活動も今よりずっと活発だったと推測される。1890(明治23)年の日付けをもつ『阿手区の掟』という文書が残されており、そこにはすでに区長以下の役員を選挙で選びその任期は1年であることが記載されているほか、火の番のこと、青年団や壮年団の年齢設定などについても取り決められている。現在でも役員は年末総会で投票で選ぶ。初寄せで新年度の方針を話し合い、その後の役員会で活動計画をたて、年末総会で決算を行う。

このように区の運営方法やその内容は、区の実情に合わせてさまざまであり、また時代に応じて変わってきた点もあるが、規模の小さくなった集落でもしかるべき手続きを踏んできちんと形式を守り維持されていることは見たとおりである。ただ、集落規模が小さくなり、かつ住民が高齢化することによって、新規の事業への取り組みがなくなってきたり、役員が固定化しがちになることも事実である。区の組織形態や運営のあり方は、それぞれの集落の住民がつちかってきた、社会生活に関する知恵の集積と言えるものであり、集落規模の縮小による活動低下はやむをえないとしても、すぐにはなくなってしまわないことを願うのみである。